

「無災害記録証(第1種、第2種)」を授与しました

令和6年5月28日



写真左：水戸労働基準監督署長

写真右：株式会社日立ハイテクマニファクチャ&サービス

管理本部 安全衛生管理センター センター長 本間和保氏

水戸労働基準監督署（署長 関 英之）は令和6年5月28日、管内にある株式会社日立ハイテクマニファクチャ&サービス（以下「同事業所」という。）に対し、厚生労働省労働基準局長の無災害記録証（第1種、第2種）を授与しました。

無災害記録証は、業種と規模に応じて定められた一定の無災害記録の時間数に到達した事業場の申請に基づき、厚生労働省労働基準局長が無災害記録証を授与する制度です。本制度は、無災害の時間数に応じて第1種から始まり第5種までの5段階に分けられています。

同事業所は、医用ノズル・微細加工、半導体関連装置製造及び公共交通機関関連検査装置製造等を行っており、今回1,050万時間の無災害記録を樹立しました。

同事業所では、日立グループで収集している災害事例を事業所内に展開、長年勤務したシニア労働者による改善巡視及び交通安全の講演会等の取組を行い、労働災害防止に努めてきました。

同事業所の担当者は、「第5種無災害記録証を目指し、まずは第3種無災害記録証を頂けるように今後も労働災害防止対策を徹底していきたい。」と話していました。

水戸労働基準監督署では、引き続き、労働災害の防止を目的とした無災害記録証制度の周知を図り、事業場における自主的な安全活動を促進します。

[連絡先] 水戸労働基準監督署 電話029-277-7916